上下水道局ホームページ(http://www.city.yokkaichi.mie.jp/~yk-water/)上でご覧いただけます。

広報よっかいち8月下旬号　別冊

きれいな水を次の世代へ

平成30年度版 生活排水特集号

平成30年8月20日発行　編集・発行／四日市市上下水道局　生活排水課
TEL 059−354−8221・059−354−8402
〒510-0086　四日市市諏訪一丁目3番18号

下水道が支える水の循環

生活で使った水をきれいにして、川や海へ

海や地上から蒸発した水は、雲をつくって雨になり、地表を流れて川になり、再び海へと注ぎます。このように、水が巡ることを「水の循環」といいます。

私たちは地球を循環している水の一部を利用し、炊事や洗濯などの毎日の生活や、農業や工業に使っています。生活で使った水(生活排水)は、下水処理場や合併処理浄化槽などできれいな水にして、川や海に流しています。

下水道が整備されたら接続を!!

下水道が使えるようになるまで…

1 地元説明会の開催

着工前には地元住民の方への工事説明会を開催し、工事の詳細とみなさんにご負担いただく受益者負担金について説明します。

2 市の下水道工事

下水道工事では、交通規制や騒音・振動などでご迷惑をおかけします。上下水道局では交通安全の確保をしながら、少しでもご迷惑のかからないように進めています。みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

3 宅内の排水設備工事

市の下水道工事が完了したら、お客様ご自身で宅内の排水設備と下水道管との接続工事を市の排水設備工事指定業者に依頼していただきます。

裏面の図で黄色に塗られた区域の方へ

水洗化工事をすみやかに行えるよう、宅内排水設備工事の資金を事前にご準備いただきますようお願いします。

受益者負担金にご理解をお願いいたします

下水道の施設は、道路や公園のように誰でも利用できるものではなく、整備された区域の人しかご利用できません。そこで、下水道整備により利益を受ける方に建設費の一部をご負担いただくというのが「受益者負担金制度」です。

下水道への接続義務

下水道法では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全を行うため、公共下水道の供用が開始されると、供用開始区域内にある建築物から排出される排水を**公共下水道へ接続**させることが義務付けられております。

下水道法を順守していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

浄化槽を利用している方

下水道法第10条にて、公共下水道の供用が開始された場合、**遅滞なく**公共下水道に接続させるよう記載されております。

くみ取り便所を利用している方

下水道法第11条の3にて、公共下水道の供用が開始された日から**3年以内**に水洗便所に改造し、公共下水道に接続させるよう記載されております。

あなたの家ではどのような方法で排水を処理していますか?

お子さんやお孫さんなど次の世代へきれいな水環境を引き継ぐために、生活排水処理施設の整備や適切なご利用に、ご理解とご協力をお願いします。

生活排水処理施設には大きく分けて、二つのタイプがあります。

処理場で排水を集中的に処理するタイプ

❶公共下水道
❷農業集落排水
❸コミュニティ・プラント

個別に排水を処理するタイプ

❹合併処理浄化槽
❺単独処理浄化槽
❻くみ取り便所

❶～❸は、生活排水全般を処理しています。
❺と❻はトイレ排水のみを処理し、生活雑排水は処理されずに流されます。

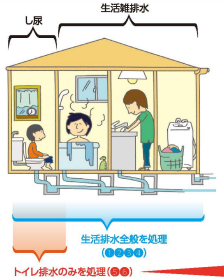

市の汚水衛生処理率は88.4%

トイレ排水と生活雑排水を合わせた生活排水全般を、上記❶～❸により、衛生的に処理している割合のことを「汚水衛生処理率」といいます。四日市市ではこの割合が88.4%(平成29年度末現在)となっています。

残りの11.6%は生活雑排水がそのまま流れ、川や海を汚してしまうため、公共下水道や合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があります。

公共下水道や合併処理浄化槽への転換をお願いします

生活排水に関係した様々な活動

上下水道局ではみなさんに公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の役割などについて知っていただくため、いろいろな取り組みを進めています。

生活排水対策キャンペーン

公共下水道や浄化槽の維持管理など、生活排水について無料相談会を開催します。ぜひ、この機会にお気軽にご相談ください。

生活排水対策PRのため、風船や粗品の配布もあります。ぜひみなさまでお立ち寄りください。

【第1回】
日時：9月23日　午前9時～午後5時
場所：日永カヨー1階

【第2回】
日時：9月30日　午前9時～午後5時
場所：イオン四日市尾平店1階

下水道普及促進ポスターコンクール

下水道事業への関心や理解を深めることを目的に、夏休みに取り組んでいただけるポスターコンクールを実施しています。

【イオン四日市尾平店1階】　9月18日(火)～9月23日(日)
【日永カヨー1階】　9月25日(火)～9月30日(日)

■テーマ:下水道に関することを全般
■作品展示:最優秀賞、優秀賞および佳作の計10点を次の通り展示

昨年開催第15回下水道普及促進ポスターコンクール優秀作品

(入選者のみなさんの学校・学年は昨年度のものです)

<最優秀賞>
水沢小学校　4年生
田中　優彩さんの作品

<優秀賞>
三重小学校　6年生
市川　舞さんの作品

<優秀賞>
八郷小学校　4年生
眞田　萌花さんの作品

公共下水道 補助・助成制度のご案内

公共下水道の接続にあたっては、様々な制度があります。
各種補助制度をご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。

■戸建住宅の下水道接続工事をお考えの場合

公共下水道接続促進補助金(市民税非課税世帯補助) ※平成30年4月新設

市民税非課税世帯を対象に公共下水道への接続工事費の一部を補助します。

【補助対象者】
世帯全員の市民税が非課税

【補助の条件】
・供用開始区域の公示から3年以内(平成30年度に限り3年を超えるものも対象とする)
・共同住宅でない建物(新築・増築を除く)など

【補助金の額】
公共下水道への接続工事費の2分の1

汚水処理区分	補助上限額
くみ取り便所	250,000円
単独浄化槽	200,000円
合併浄化槽	120,000円

水洗便所改造資金融資 あっせん利子助成制度

供用開始区域内の家屋(新築・増築、事業用、共同住宅を除く)の接続工事費の融資を金融機関にあっせんし、その利息に相当する金額を助成します。

【融資斡旋の条件】
・供用開始区域の公示から3年以内
・融資額:100万円以内　など

水洗化工事費積立奨励金(らくらく水洗化積立)

下水道への接続工事費用の資金とするため、積立預貯金をしていただき、速やかに接続工事を行った方に奨励金を交付します。

【交付条件】
事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域および供用開始後1年以内の区域にある建物(新築、増築及び共同住宅を除く)の接続工事を、供用開始区域の公示から3年以内に完了すること

【奨励金の額】
接続工事費と積立預貯金の残高のうち、低い金額を対象に、積立開始年月から接続工事が完成した年月までの期間の積立月数に応じて算出(上限額5万円)

■アパートやマンションなどの下水道接続工事をお考えの場合

共同住宅排水管設置費補助金 ※単価を見直しました(平成30年4月より)

アパートなどの共同住宅を水洗化するために排水管を設置する工事費用の一部を補助します。

【補助の条件】
供用開始区域の公示から3年以内(平成30年度に限り3年を超えるものも対象とする)

【補助金の額】
敷地内に設置する配管延長*から5.0mを差し引いた配管延長
※全戸の排水が合流した箇所からの配管延長

【補助の単価】

区分	補助単価(円／m)	
	供用開始後3年以内	供用開始後3年超
舗装あり	14,000	7,000
舗装なし	11,000	5,000

■下水道を引きたい場所が私道の場合

私道への公共下水道布設制度

私道の全ての土地所有者の同意がある場合、一定の条件を満たしていれば市の負担で公共下水道を整備します。

【公共下水道布設条件】
・私道のすべての土地所有者が同意していること
・私道を使って排水される公道に面していない家屋(所有者が居住)の2戸以上あり、すべての家屋が水洗化にすること　など

私有地内共同排水管設置費補助金

みなさんが自己負担で私道に排水管を埋設する際に、工事費の一部を補助します。

【公共下水道布設条件】
・私道のすべての土地所有者が同意していること
・私道を使って排水される公道に面していない家屋(所有者が居住)の2戸以上が水洗化すること　など

お問い合わせ先　生活排水課　水洗化普及係(TEL.059-354-8221)

注意!

下水道は、何でも流せるわけではありません

油などをそのまま下水道へ流してしまうと、下水道管が詰まったり、処理場の機能が低下します。紙などで吸い取ったり、油処理剤で固めてごみとして捨ててください。

特に飲食店などの店舗や工場等の事業所は、使用している油も多くなりますので十分に注意してください。

雨水を下水管に流さないで!

大雨が降ったとき、ご自分の家の水はけをよくするために汚水桝のふたなどを開けて雨水を下水管に流す方がいます。雨水が下水管(汚水管)に流れ込むと、処理場の処理能力をオーバーし、汚水処理ができなくなってしまいますので、絶対にしないでください。

浄化槽からきれいな水を

合併処理浄化槽の設置を応援します

浄化槽は公共下水道などの汚水処理施設が未整備の区域で設置され、生活の中で発生する排水を、きれいなままにして川などに流すための装置です。

浄化槽には「**合併処理浄化槽**」と「**単独処理浄化槽**」の2種類があります。

単独処理浄化槽はトイレ排水のみを処理するのに対し、**合併処理浄化槽**はトイレやお風呂、台所の排水などをまとめて処理します。(ただし、現在は単独処理浄化槽の新設は不可)

四日市市では、環境に優しい合併処理浄化槽への転換を推進しています。

合併処理浄化槽の維持管理を応援します

浄化槽を使用されている方に守っていただきたい3つのこと

4カ月に1回以上 保守点検

浄化槽の点検、装置の調整・修理、消毒剤の補充を行います。

上下水道局の登録を受けた保守点検業者(別紙参照)に依頼してください。

年に1回以上 清掃

浄化槽内にたまった汚泥を取り除いて掃除をします。

市の許可を受けた清掃業許可業者(別紙参照)に依頼してください。

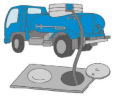

年1回 法定検査

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく動いているかを検査します(第11条検査)。

(一財)三重県水質検査センター(TEL.059-213-0707)に依頼してください。

検査料金は3,800円です(20人槽以下)。

お問い合わせ先　生活排水課　浄化槽指導係(TEL.059-354-8402)

合併処理浄化槽 補助制度のご案内

合併処理浄化槽設置費補助金

住宅に新しく合併処理浄化槽を設置される方への補助制度です。

浄化槽の設置工事を行う前に申請してください!

	新築補助額(新築・改築・増築)	転換補助額(単独処理浄化槽またはくみ取り式便所からの転換)
5人槽	210,000円	570,000円
6～7人槽	240,000円	630,000円
8～50人槽	270,000円	690,000円

合併処理浄化槽維持管理補助金

住宅の合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です*1。

(一財)三重県水質検査センターによる法定検査(第11条)*2の結果が「**適正**」または「**おおむね適正**」の合併処理浄化槽に補助します。

法定検査結果が届いてから1カ月以内に申請してください!

	補助額
5～6人槽	7,000円
7～9人槽	9,000円
10～50人槽	12,000円

※1:単独処理浄化槽は対象外　※2:法定検査(第7条)は対象外

それぞれの補助制度には、対象となる区域などの条件があります。詳細は生活排水課までお問い合わせください。